

第3章 処理体制

3-1 災害対策本部

本市は、災害発生時あるいはその恐れがある場合において災害対策本部を設置し、迅速に災害対策を推進する。

災害対策本部を設置する条件は下記のとおりである。

- ① 市域に震度5強以上またはこれに準ずる地震災害が発生したとき
- ② 東京湾内湾に津波警報が発表されたとき
- ③ 東海地震予知情報が発表されたとき
- ④ その他総合的応急対策を必要とするとき

表 3-1 災害対策本部

災害対策本部員会議	本部長（市長）		
	副本部長（副市長）		
	危機管理監		
	本部長付（建設局長 健康福祉局長 教育長 教育次長）		
	本部員 (統括責任者)	市長公室長	本部統括班・国際ボランティア班
		企画財政部長	第1復旧支援班・第2復旧支援班
		総務部長	第2収容班・職員動員班
		税務部長	第1調査班
		市民生活部長	第1収容班・ボランティア班
		健康・高齢部長	第1要支援者支援班・第3収容班 第2要支援者支援班・第2医療看護班
		保健所長(保健所理事)	第3要支援者支援班
		福祉サービス部長	第1生活再建班・第4収容班 第4要支援者支援班
		子育て支援部長	第3供給班
		環境部長	環境班
		経済部長	第1供給班
		地方卸売市場長	第2供給班
		都市計画部長	情報管理班
		都市整備部長	都市施設班
		道路部長	道路班
		下水道部長	下水道班
		建築部長	第2調査班・第2生活再建班
		議会事務局長	議会班
		会計管理者	第1協力班
		医療センター事務局長	第1医療看護班
		管理部長	第1教育班
		学校教育部長	第2教育班
	生涯学習部長	第2協力班	
	消防局長	消防救急班	
本部連絡員	各班管理職等		

3-2 環境班の組織、指揮命令系統

災害廃棄物対策に関する組織、指揮命令系統を図 3-1 に示す。

また、必要に応じて環境班以外の班と連携を強化するとともに、組織を超えたプロジェクトチームを設置する等柔軟に対応する。

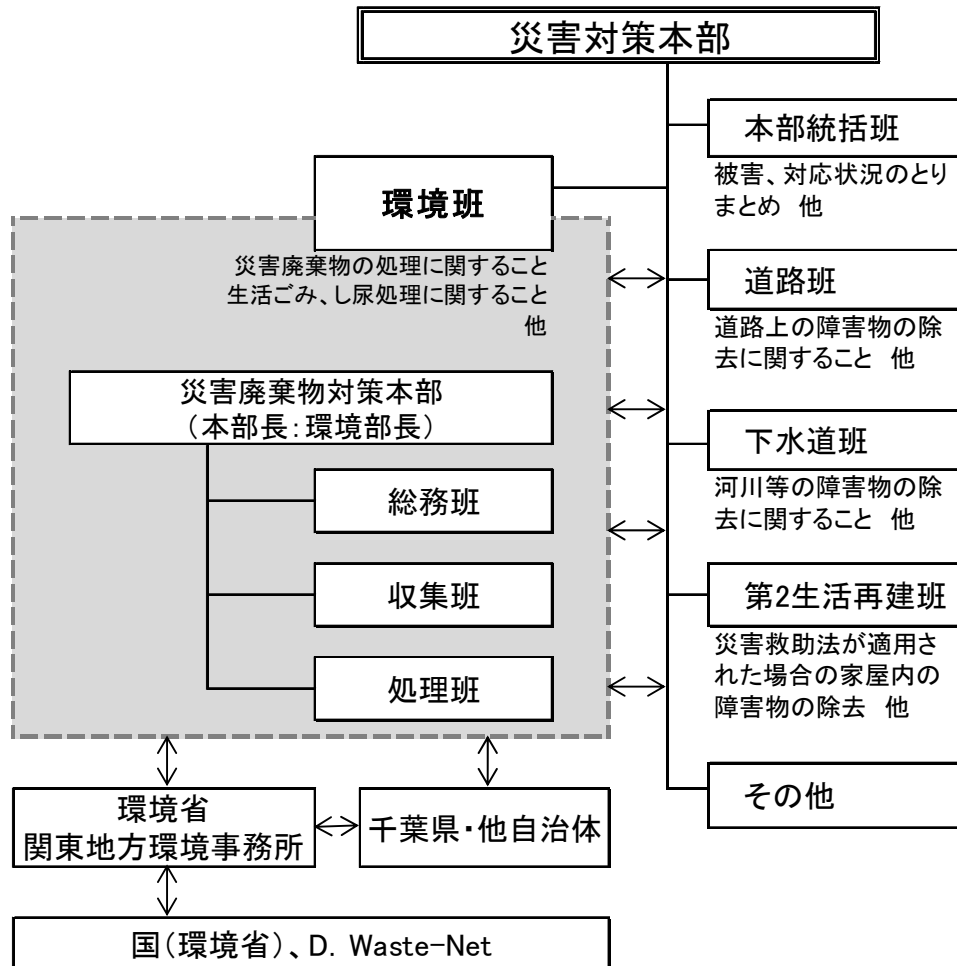


図 3-1 災害廃棄物対策に関する組織、指揮命令系統

3-3 業務内容・業務フロー

発災後の業務の流れを図 3-2 に示す。

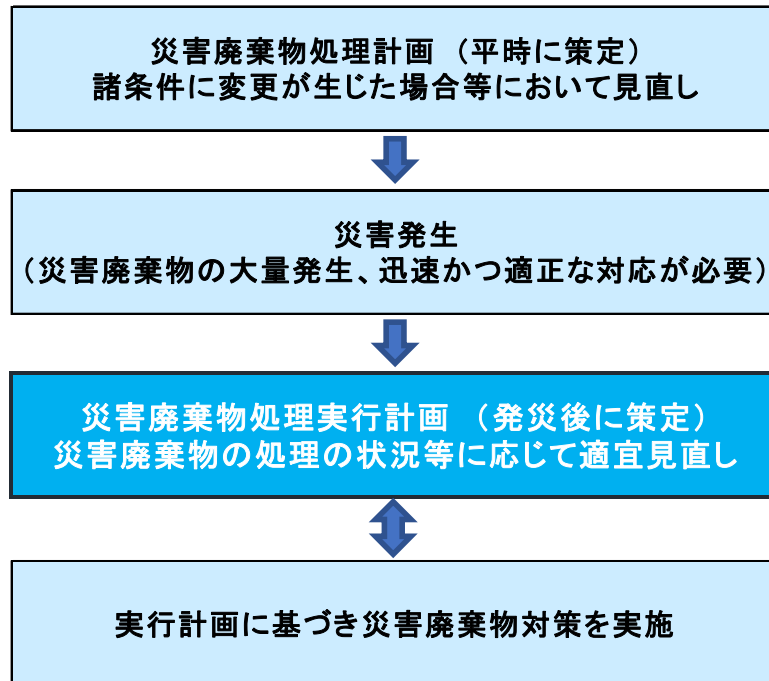
時期区分	総務班	収集班	処理班	
初動期	職員の安否、参集状況の把握	収集ルート of 道路状況を調査		
	災害対策本部組織体制に基づく体制の構築及び連絡調整	収集体制の確保	廃棄物処理施設の被災状況の把握	
	被災状況及び国、県等関係各機関の情報の集約化	生活ごみ、避難所ごみ、し尿の委託及び許可業者の連絡調整	避難所及び一般家庭等から排出されるごみ及びし尿の処理	
	災害廃棄物の推計発生量、要処理量、処理可能量の予想	生活ごみ及びし尿の収集ルート of 設定	仮置場の確保、使用準備	
	県、県内市町村等との協力・支援体制の構築	片付けごみの排出・回収計画の策定、ボランティア等との連携	仮置場の運営、モニタリング等の実施	
	各種団体、自衛隊、消防、警察との連携体制の構築	生活ごみ、避難所ごみ、し尿の収集運搬	道路の障害物の収集、および仮置場の確保	
	社会福祉協議会（ボランティア）との調整	し尿の委託及び許可業者との連絡調整	有害廃棄物、適正処理困難物等の保管対策の設定及び実施	
	災害廃棄物処理の管理、記録 市民への広報、啓発			
応急対応期	前半	災害廃棄物処理実行計画の策定	仮設トイレの設置状況の把握、収集の実施	災害廃棄物処理の実施
		仮設処理施設の設置検討	生活ごみ、避難所ごみ、し尿の収集運搬	仮置場の環境保全
		広域処理の検討、県との調整		
		相談窓口の設置、対応		
	後半	倒壊の恐れのある建物、全壊家屋の解体、撤去の支援	生活ごみ、避難所ごみ、し尿の収集運搬	仮設処理施設の設置、管理、運営
		広域処理の確保、実施		
復旧・復興期	災害廃棄物処理実行計画の見直し	収集運搬の実施	災害廃棄物処理の実施	
	災害廃棄物処理事業に係る国庫補助申請	仮設トイレの撤収状況の把握、収集ルートの見直し	仮置場の集約、撤収、現状復帰、環境対策、用地の返却	
	家屋の公費解体対応	通常の収集体制への段階的な移行	仮設処理施設の解体、撤去、現状復帰、環境対策	
	通常の組織体制への段階的な移行		通常の処理体制への段階的な移行	

図 3-2 発災後の業務の流れ

3-4 処理実行計画の策定

災害廃棄物処理実行計画（以下、「実行計画」という）は、災害廃棄物処理計画に基づき災害発生後に被災状況に応じて災害廃棄物処理に係る具体的な取組み、スケジュール等を定め、迅速かつ円滑に復旧、復興を図ることを目的として策定する。

実行計画は、災害廃棄物処理に係る状況の変化、進捗状況に応じて適宜見直しを行う。



実行計画の内容例（状況に応じて内容を変更）	
1 災害廃棄物処理実行計画策定の趣旨	4 災害廃棄物の処理方法
(1) 計画の目的	(1) 災害廃棄物の処理フロー
(2) 計画の位置付けと内容	(2) 災害廃棄物の集積
(3) 計画の期間	5 管理計画
2 被害状況と災害廃棄物の量	(1) 進捗管理
(1) 被害状況	(2) 処理スケジュール
(2) 災害廃棄物の発生推計量	(3) 災害廃棄物処理実行計画の見直し
3 災害廃棄物処理の基本方針	
(1) 基本的な考え方	
(2) 処理期間	
(3) 処理の推進体制	

図 3-3 実行計画の内容例

3-5 市町村等との災害協定

(1) 市と県の協力体制

災害廃棄物対策本部は、発災時における災害廃棄物対策について応援要請・支援が迅速に行えるよう、千葉県（千葉県災害対策本部）と相互に連絡調整を図るものとする。

災害による被害状況及び災害廃棄物発生量について、随時県と情報共有するとともに、災害廃棄物処理や補助金の活用等について、助言・支援を要請する。

また、本市の行政機能が喪失した場合等においては、地方自治法の規定に基づき、県へ災害廃棄物処理の事務委託を行う。

(2) 市町村相互の協力体制

災害発生時、あるいは本市におけるごみ処理が困難となった場合などにおける他市町村との応援協定を表 3-2 に示す。

各協定に基づき、協定を締結している市町村と相互に協力・支援を行うものとする。

表 3-2 市町村との応援協定

協定名	協定自治体	内容の概要	締結年月日
災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する基本協定	東葛飾地域各市	応急活動等相互応援	昭和 50 年 7 月 24 日
一般廃棄物処理に係る広域的相互支援実施協定	千葉市、市川市、松戸市、柏市	一般廃棄物処理及び清掃事業に係る広域的相互援助協力	平成 7 年 4 月 1 日
災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県内市町村	応急活動等相互応援	平成 8 年 2 月 23 日
災害時における相互応援に関する協定	横須賀市	応急活動等相互応援	平成 8 年 5 月 28 日
災害時における相互応援に関する協定	川口市	応急活動等相互応援	平成 8 年 6 月 21 日
災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定	千葉県内市町村及び一部事務組合	災害時のごみ又はし尿の収集運搬及び一般廃棄物処理施設において行うごみ処理並びにし尿処理業務に係る相互援助協力	平成 9 年 7 月 31 日
一般廃棄物処理に係る相互支援協定	印西地区環境整備事業組合	一般廃棄物処理に係る総合的な相互支援	平成 12 年 6 月 27 日
中核市災害相互応援協定	中核市各市	応援活動等相互応援	平成 15 年 9 月 1 日

(3) 民間事業者との協力体制

市は、災害が発生した場合及び不測の事態において、災害廃棄物等の処理が円滑に行えるよう民間事業者と災害廃棄物の処理に係る協定を締結している。

市が単独で災害廃棄物の処理を行うことが困難と判断する場合には、協定締結民間事業者に協力を求め災害廃棄物の処理体制を整備する。

協定の実行性を高めるため、平時から情報交換を行い協力体制の構築を図る。

災害時には、災害廃棄物だけではなく、生活ごみの収集も行う必要があるため、すべての車両を災害廃棄物の収集に投入できないことから、民間団体等から支援を受け、必要な収集運搬能力を確保できる体制を構築する。

表 3-3 民間事業者との応援協定

協定名称	事業者名	締結年月日
災害時における燃料の供給等に関する協定	(一社) 千葉県L Pガス協会 船橋支部	平成7年3月15日
災害時における車両燃料等の供給及び徒歩帰宅者支援に関する協定	千葉県石油協同組合 船橋支部	平成17年12月1日
災害時の応急措置に関する覚書	船橋建設業協同組合	平成21年5月25日
災害時における廃棄物の処理等に関する協定	(公社) 船橋市清美公社	平成25年6月14日
災害時の応急措置に関する覚書	千葉土建一般労働組合 船橋支部	平成27年3月27日
災害時における石油類燃料の供給に関する協定	(株) 塚本	平成29年5月8日
災害時における重機等の優先的な提供に関する協定	太陽建機レンタル(株) 船橋支店	平成29年9月21日
災害時における物資・資機材等の供給に関する協定	(株) アクティオ	平成30年7月2日
災害廃棄物等の処理に関する協定	DOWAエコシステム(株)	平成31年3月25日
災害廃棄物等の処理に関する協定	大栄環境ホールディングス(株)	平成31年3月25日
災害時における一般廃棄物の収集運搬の協力に関する協定	船橋市一般廃棄物協同組合 他8社	令和元年12月19日
災害廃棄物等の処理に関する協定	住友大阪セメント(株)	令和2年3月12日
災害廃棄物等の処理に関する協定	八戸セメント(株)	令和2年3月12日
災害廃棄物等の処理に関する協定	市内産業廃棄物処理業許可業者 6社	令和2年3月19日

3-6 広域的な相互協力体制

県、県内市町村との相互応援によっても処理しきれない災害廃棄物が発生する場合を想定し、より広域的な処理体制を構築しておくことが重要である。

県が構築する広域的な相互協力体制に基づき、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できるよう、平時より県との連携、調整を推進する。

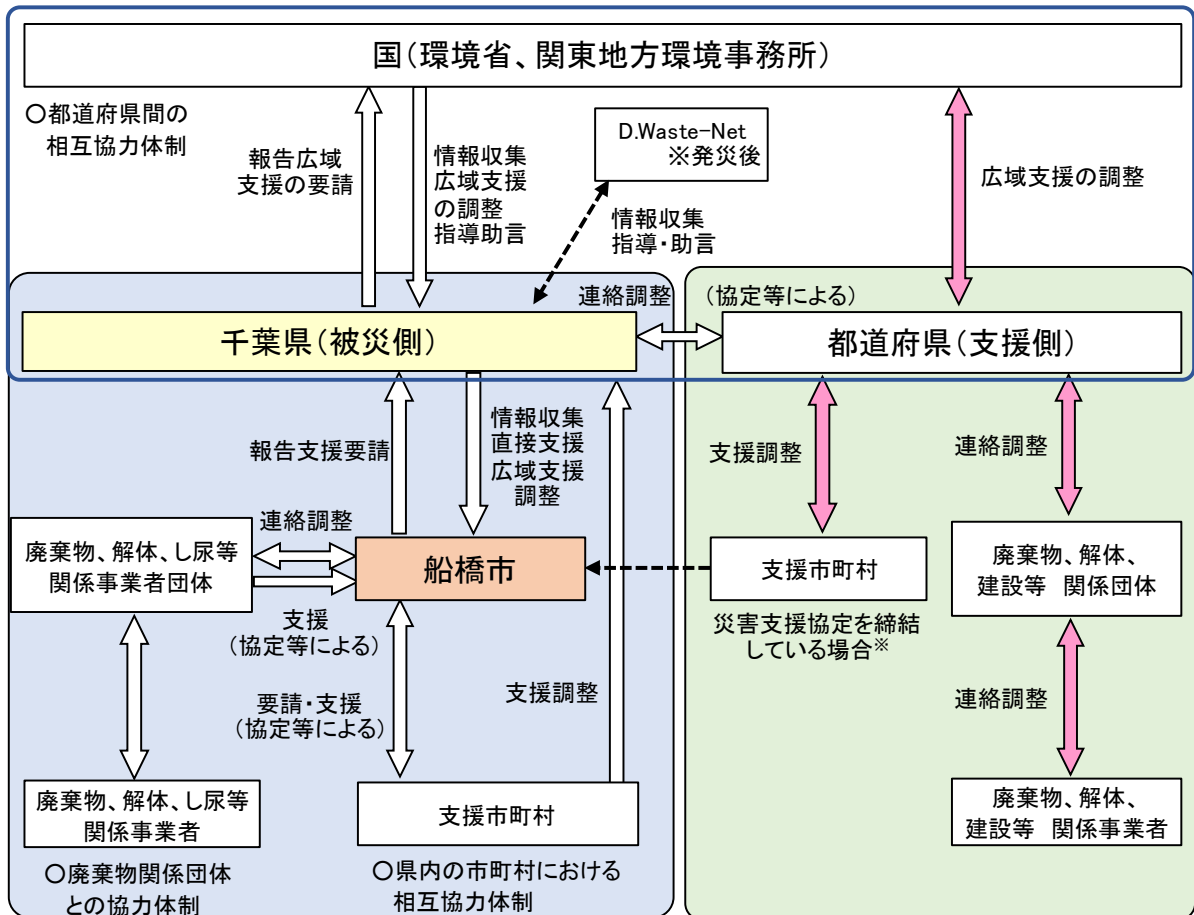


図 3-4 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制

3-7 施設概要

本市が所管している処理施設の概要を表 3-4 に示す。

表 3-4 処理施設の概要

施設名称	船橋市北部清掃工場
所在地	〒274-0082 千葉県船橋市大神保町 1360 番地 1
処理能力	可燃ごみ 381t/日 (127t/日×3 炉) 粗大ごみ 15t/日
使用開始	平成 29 年 4 月 1 日
処理方式	全連続燃焼式(ストーカ炉)及び粗大ごみ処理(破碎・選別)

施設名称	船橋市南部清掃工場
所在地	〒273-0016 千葉県船橋市潮見町 38 番
処理能力	可燃ごみ 339t/日 (113t/日×3 炉)
使用開始	令和 2 年 4 月 1 日稼働開始予定
処理方式	全連続燃焼式(ストーカ炉)

施設名称	船橋市西浦資源リサイクル施設
所在地	〒273-0017 千葉県船橋市西浦 1 丁目 4 番 2 号
処理能力	不燃ごみ(29t/日)、粗大ごみ(34t/日)
使用開始	平成 25 年 4 月 1 日
処理方式	不燃ごみ:機械破袋、手・機械選択、一次破碎、高速回転破碎 粗大ごみ:高速回転破碎+機械選別

施設名称	船橋市西浦処理場
所在地	〒273-0017 千葉県船橋市西浦 1 丁目 4 番 1 号
処理対象	し尿・浄化槽汚泥・給食残渣等
処理能力	180kL/日
使用開始	平成 11 年 4 月
処理方式	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式+高度処理設備